

宇佐市競争入札参加資格者の準市内業者認定基準

平成 31 年 3 月 25 日

宇佐市要綱第 5 号

宇佐市競争入札参加資格者の準市内業者認定基準（平成 24 年宇佐市要綱第 1 号）の全部を改正する。

市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であって市内に支店又は営業所等を有するものを準市内業者として認定する場合の基準を次のように定める。

1 認定要件

- (1) 常時、契約を締結する権限を委任された市内の支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）であること。
- (2) 支店等としての形態を整えていること。
- ア 支店等が常設されていること。
- （ア）建設工事部門については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による営業所の許可を受けていること。
- （イ）物品部門については、店頭販売の実態があること。インターネット上のショッピングや移動販売は認めない。
- イ 事業を行うための建物であること。
- 工事事務所及び作業所等は、支店等とは認めない。また、支店等が居宅等と共有の場合は、明確に区分されていること（居宅部分等と支店等が壁等で仕切られ、行き来ができないこと。）。
- ウ 支店等の看板や表札が掲げられていること。
- エ 支店等で業務が遂行できる最低限の事務用じゅう器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機等）が備え付けられていること。
- (3) 支店等に自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の職員が配置されており、常時業務活動を行っていること。

部門	常駐職員
建設工事部門	3 人以上（建設業法で定められている営業所の専任技術者を含む。）
測量・建設コンサルタント等部門	2 人以上。ただし、法令等により技術者が必要とされる業種にあっては、技術者が 1 人以上配置されていること。
物品部門	2 人以上

※1 常駐とは、週 7 日のうち 3 日以上かつ 20 時間以上支店等に勤務していることをいう。

※2 当該支店等に、出勤簿、タイムカード等を整備しておかなければならない。整備されていない場合は、勤務実態がないものとみなす。

※3 支店等の職員が市外の本店等と兼務となっているなど、不在の状態が頻繁となっている場合は、支店等とは認めない。

※4 技術者とは、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者をいう。

※5 業務に関し行政庁の許可、認可、免許、登録又は届出その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を支店等ごとに必要とする場合は、支店等が当該許認可等を受けていなければならない。

* 6 測量・建設コンサルタント等部門については、測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントのそれぞれの業種において法令等により必要とされる資格を有する技術者が常駐している場合は、当該技術者が有する資格の業種について認定をすることができる。ただし、当該技術者が有する資格に係る選択科目が資格種類別担当業務内容一覧表（段階6）に規定する選択科目と合致しない場合は、本店等で業務に従事する技術者と円滑に連絡することができると認められる場合に限り、認定をすることができる。なお、1人の技術者が複数の資格を有する場合は、その資格を有するそれぞれの業種について認定することができる。

(4) 常時連絡が取れる体制になっていること。

支店等の専用の電話を常設していること。転送電話や携帯電話は認めない。また単なる取次ぎや連絡員についても認めない。

(5) 市税の滞納がないこと。

2 提出書類

書類	備考
(1) 支店等報告書	
(2) 常駐職員名簿	
(3) 直接かつ恒常的な雇用関係にあることの証明（社会保険等公的機関が証明するものに限る。）	雇用を証明できる書類を提出できない場合は、常駐職員としては認めない。
(4) 市税の滞納のない証明書	新規に支店等を設置し、市税の滞納のない証明書を提出できない場合は、支店等の設置届（控用）の写しを提出すること。
(5) 支店等の全景写真及び内部の全体写真	

3 その他

準市内業者の認定を受けた者については、宇佐市競争入札参加資格者として市内業者に準じた取扱いをすることができる。

4 施行期日

平成31年4月1日